

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和7年1月9日（令和7年（行情）諮詢第23号ないし同第25号）

答申日：令和7年12月26日（令和7年度（行情）答申第774号ないし同第776号）

事件名：ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書50」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年5月27日付け防官文第12464号、同年8月2日付け同第17866号並びに同年10月11日付け同第23283号、同第23284号及び同第23296号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしケ (略)

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カないしク (略)

(3) 審査請求書3（原処分3ないし原処分5について）

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書14を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年5月27日付け防官文第12464号により、本件対象文書のうち、文書1（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月11日付け同第23283号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書14（文書1の1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

(2) 原処分2及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書32（文書1の1枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年8月2日付け防官文第17866号により、本件対象文書のうち、文書15（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った

後、同年10月11日付け同第23284号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書32（文書1及び文書15のそれぞれ1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（3）原処分5について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書50（文書1及び文書15のそれぞれ1枚目を除く。）を特定し、令和6年10月11日付け防官文第23296号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）原処分1及び原処分3について

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないしク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

（2）原処分2及び原処分4について

ア ないしウ （略）

エ 上記（1）エと同旨（ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのは「原処分2及び原処分4」と読み替える。）。

オ ないしキ （略）

ク 上記（1）ケと同旨。

ケ （略）

コ 上記（1）コと同旨（ただし、「原処分1及び原処分3」とあるの

は「原処分2及び原処分4」と読み替える。)。

(3) 原処分5について

ア ないしウ (略)

エ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのは「原処分5」と読み替える。)。

オ及びカ (略)

キ 上記(1)ケと同旨。

ク (略)

ケ 上記(1)コと同旨(ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのは「原処分5」と読み替える。)。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和7年1月9日 諒問の受理(令和7年(行情)諒問第23号ないし同第25号)

② 同日 諒問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同月31日 審議(同上)

④ 同年12月22日 令和7年(行情)諒問第23号ないし同第25号の併合、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諒問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諒問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書」の開示を求めており点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、

本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、害意を有する相手方がその弱点をついた行動を探ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（諮問第23号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024.2.6一本本B2280で特定された後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【及び当該文書の2023年度版以降】は除く）。

(2) 本件請求文書2（諮問第24号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第12464号（2024.3.26一本本B2663）で残りの部分とされた全て、及び2024.3.26一本本B2663で特定された後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【及び当該文書の2023年度版以降】は除く）。

(3) 本件請求文書3（諮問第25号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第17866号（2024.6.4一本本B384）で残りの部分とされた全て、及び2024.6.4一本本B384で特定された後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【及び当該文書の2023年度版以降】は除く）。

2 本件対象文書

文書1 最近のロシア・CISトピック（2024.2.2～2024.2.8）（基礎資料24-0094 令和6年2月20日）

文書2 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月8日 防衛省

文書3 ロシアによるウクライナ侵略の状況

文書4 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月9日 防衛省

文書5 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月15日 防衛省

文書6 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月19日 防衛省

文書7 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月28日 防衛省

文書8 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月6日 防衛省

文書9 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月12日 防衛省

文書10 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月13日 防衛省

文書11 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月19日 防衛省

文書12 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月26日 防衛省

文書13 露軍が新型手榴弾をウクライナ戦線に投入（カレント分析24-0104 令和6年2月13日）

文書14 最近のロシア・CISトピック（2024.3.1～2024.

3. 7) (基礎資料24-0183 令和6年3月26日)

文書15 最近のロシア・CISトピック (2024. 4. 5~2024.

4. 11) (基礎資料24-0273 令和6年4月24日)

文書16 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月3日 防衛省

文書17 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月5日 防衛省

文書18 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月10日 防衛省

文書19 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月17日 防衛省

①

文書20 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月17日 防衛省

②

文書21 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月2日 防衛省

文書22 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月10日 防衛省

文書23 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月17日 防衛省

①

文書24 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月17日 防衛省

②

文書25 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月24日 防衛省

文書26 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月30日 防衛省

文書27 最近のロシア・CISトピック (2024. 3. 22~2024. 3. 28) (基礎資料24-0231 令和6年4月12日)

文書28 令和5年度ロシア・ウクライナ情勢調査 (ルーマニア・リトニア出張報告) (情報資料24-017 令和6年4月26日)

文書29 軍事大国でない国家のためのウクライナ戦争の教訓に関するシンクタンク掲載の論説～西側大国が想定してきた従来型戦争を前提としたアプローチの誤り～ (基礎資料24-0310 令和6年5月10日)

文書30 最近のロシア・CISトピック (2024. 4. 19~2024. 4. 25) (基礎資料24-0322 令和6年5月16日)

文書31 最近のロシア・CISトピック (2024. 4. 26~2024. 5. 9) (基礎資料24-0372 令和6年5月29日)

文書32 最近のロシア・CISトピック (2024. 5. 10~2024. 5. 16) (基礎資料24-0386 令和6年6月4日)

文書33 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月6日 防衛省

文書34 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月14日 防衛省

文書35 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月17日 防衛省

文書36 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月21日 防衛省

文書37 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月28日 防衛省
文書38 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月3日 防衛省
文書39 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月10日 防衛省
文書40 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月12日 防衛省
文書41 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月19日 防衛省
文書42 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月26日 防衛省
文書43 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月2日 防衛省
文書44 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月9日 防衛省
文書45 最近のロシア・CISトピック（2024.5.17～2024.5.23）（基礎資料24-0442 令和6年6月18日）
文書46 最近のロシア・CISトピック（2024.5.24～2024.5.30）（基礎資料24-0468 令和6年6月26日）
文書47 最近のロシア・CISトピック（2024.7.5～2024.7.11）（基礎資料24-0555 令和6年7月24日）
文書48 最近のロシア・CISトピック（2024.7.12～2024.7.18）（基礎資料24-0570 令和6年7月29日）
文書49 最近のロシア・CISトピック（2024.7.19～2024.7.25）（基礎資料24-0579 令和6年7月31日）
文書50 最近のロシア・CISトピック（2024.7.26～2024.8.1）（基礎資料24-0604 令和6年8月7日）

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（1）本件請求文書1の対象として特定された文書

- ア 原処分1
文書1（1枚目のみ。）
- イ 原処分3
文書1ないし文書14（文書1の1枚目を除く。）

（2）本件請求文書2の対象として特定された文書

- ア 原処分2
文書15（1枚目のみ。）
- イ 原処分4
文書1ないし文書32（文書1及び文書15のそれぞれ1枚目を除く。）

（3）本件請求文書3の対象として特定された文書（原処分5）

文書1ないし文書50（文書1及び文書15のそれぞれ1枚目を除く。）

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	全て（1枚目を除く。）	
文書 13	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書 14	1枚目の一部	
	2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	
文書 15	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	
文書 27	1枚目の一部	
	2枚目ないし17枚目のそれぞれ全て	
文書 28	1枚目の一部	
	2枚目ないし48枚目のそれぞれ全て	
文書 29	2枚目の一部	
文書 30	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書 31	1枚目の一部	
	2枚目ないし28枚目のそれぞれ全て	
文書 32	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ全て	
文書 45	1枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書 46	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書 47	1枚目の一部	
	2枚目ないし18枚目のそれぞれ全て	
文書 48	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ全て	
文書 49	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書 50	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。